

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：えりも町簡易水道特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和40年7月15日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	えりも町	職員数* (H19. 4. 1現在)	5
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	65円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	140 (H18)
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	28 (H18)
不良債務 (百万円)		財政力指数*	0.173 (H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率* (%)	14.8 (H19)
		経常収支比率* (%)	87.9 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	えりも町簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	えりも町町長 岩本溥叙
既存計画との関係	
公表の方法等	議会での公表及び広報誌による町民への公表を行います。
基本方針	当町の簡易水道事業特別会計は、現在のところ、他会計からの繰り入れを仰がずに運営できていて、多少の積立も可能な状況です。今後、5年間では、収入面で多少の落ち込みは予想されますが、歳出面での大きな変動が生じませんので、維持管理費の精査に配慮しながら、万全な運営に努めます。なお、料金改定については、当面の間、予定していません。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			63	63
	補償金免除額			8	8
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度末残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業債		10,569	62,856	73,425
合 計 (A)			10,569	62,856	73,425
※上記のうち 一般会計負担分 （再掲）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			10,569	62,856	73,425

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成21年度末残高）	年利7%以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 （再掲）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成20年度9月期残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度9月期残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 （再掲）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当町は海岸線に沿って広い範囲に集落が点在しており、送水管等の維持管理に多額の経費を要しています。また、現在の簡水会計は、8千万円余りの積立金を有し、わずかな黒字で運営されています。しかし、多額の借り入れに伴う償還を余儀なくされています。さらに18年度から7年計画で、国の3/1補助による送水管工事を進めています。そのために2年後からは、償還が始まることよって、その額が増加してしまいます。そこで今回の制度と積立金を活用して、将来の支出負担軽減と財源浮上を目指しています。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 職員の適正配置</p> <p>課長を含め5人体制で進めています。遠距離の東部、西部、目黒の三施設を十分に管理するとともに、料金収納事務を円滑に進めるうえでも、計画的な配置が必要と思われます。</p>
	<p>課 題 ② 人口減に伴う料金収入の減少</p> <p>町内の人口減とともに、給水人口も年々減少しています。それに伴って、収入も1百万円強で落ち込んでいます。今後の推移をしっかりと見定めながら、未収金も含めて徴収率の確保に努めています。</p>
	<p>課 題 ③ 維持管理費の抑制</p> <p>維持管理費の抑制に努めながら、必要最小限の費用で万全な給水を行うことを心がけています。</p>
	<p>課 題 ④</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:千円, %)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		149,145	150,143	144,634	142,612	141,452	139,070	139,057	139,060	139,062	139,064	
	(1) 営 業 収 益 (B)		149,138	150,140	144,624	142,601	141,438	139,052	139,052	139,052	139,052	139,052	
	ア 料 金 収 入		147,989	145,992	141,852	141,089	139,814	138,000	138,000	138,000	138,000	138,000	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)		442	3,901	2,268	1,300	1,513	980	980	980	980	980	
	ウ そ の 他		707	247	504	212	111	72	72	72	72	72	
	(2) 営 業 外 収 益		7	3	10	11	14	18	5	8	10	12	
	ア 他 会 計 繰 入 金												
	イ そ の 他		7	3	10	11	14	18	5	8	10	12	
	収益的 収 支	2 総 費 用 (D)		66,132	78,741	74,431	73,201	78,135	76,197	68,050	68,384	68,670	68,918
		(1) 営 業 費 用		47,110	61,526	59,137	58,232	62,548	63,652	61,200	61,200	61,200	61,200
		ア 職 員 給 与 費		22,590	22,874	32,027	31,970	36,378	36,652	36,200	36,200	36,200	36,200
		ウ ち 退 職 手 当											
		イ そ の 他		24,078	38,652	27,110	26,262	26,170	27,000	25,000	25,000	25,000	25,000
		(2) 営 業 外 費 用		19,022	17,215	15,294	14,969	15,587	12,545	6,850	7,184	7,470	7,718
ア 支 払 利 息			16,898	14,951	13,049	11,100	9,315	8,045	2,350	2,684	2,970	3,218	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他		2,124	2,264	2,245	3,869	6,272	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		83,013	71,402	70,203	69,411	63,317	62,873	71,007	70,676	70,392	70,146		
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)						31,800	85,076	33,300	30,000	30,000	26,400	
	(1) 地 方 債						21,200	14,800	22,200	20,000	20,000	17,600	
	(2) 他 会 計 補 助 金												
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金						10,600	7,420	11,100	10,000	10,000	8,800	
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他							62,856					
	2 資 本 的 支 出 (G)		60,419	66,506	63,522	58,982	66,725	140,096	79,130	83,879	84,802	81,499	
	(1) 建 設 改 良 費		25,724	33,479	28,592	29,864	43,343	52,143	76,545	79,932	79,847	75,061	
	ウ ち 職 員 給 与 費												
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		34,695	33,027	34,930	29,118	23,382	87,953	2,585	3,947	4,955	6,438	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		(60,419)	(66,506)	(63,522)	(58,982)	(34,925)	(55,020)	(45,830)	(53,879)	(54,802)	(55,099)		

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率	(%)	147	135	132	140	140	85	198	193	190	185
総収支比率(法適用)	(%)										
経常収支比率(法適用)	(%)										
営業収支比率(法適用)	(%)										
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	148	134	132	139	139	85	197	192	189	185
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	(%)									
	うち基準内繰入金	(%)									
	うち基準外繰入金	(%)									
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)									
	うち赤字補てん的なもの	(%)									
	資本的収入分	(%)									
	うち基準内繰入金	(%)									
	うち基準外繰入金	(%)									
	うち赤字補てん的なもの	(%)									

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/m³)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	当面の間、料金改定の予定は無し。料金収入については、給水人口の微減に伴って1百万円程度の減を見込んでいます。
2 他会計繰入金の見込み	当面の間、繰り入れの予定はしていません。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	売却出来る資産はありません。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	区域内人口や給水人口の推移及び年度調定額に注視しています。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	下記のとおり
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	(課題) えりも町行財政集中改革プランにおいて平成17年度から平成21年度までの5年間で6.3%(10名)の削減を目指しています。なお、集中改革プランにおいて簡易水道特別会計独自の設定はしていませんが、退職者による補充を抑え町全体での純減を行っております。平成22年以降については集中改革プランの見直しに合わせ職員定数についても検討を行います。
○ 給与のあり方	(課題) 職員給与については、人事院勧告どおり実施されております。なお、独自削減として役職加算の中止、管理職手当での削減を行っております。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	職員給与の状況については上記「給与のあり方」のとおりです。なお、当町は制度上地域手当の対象外です。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職員はおりません。また、特別勤務手当でもありません。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特昇は行っておりません。
◇ 福利厚生事業のあり方	北海道市町村共済組合負担金のみの支払い。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	(課題) 物件費の削減と抑制には、中期財政計画作成時や予算作成時に十分な協議のうえで対処しています。なお、現時点では、指定管理者制度や民間委託、PFIの活用について考えていません。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	(課題) 維持管理費の抑制や縮減には、十分な配慮をしています。しかし、課内での検討機会が十分とは言えないために、今後、課内協議の場を設けることを心がけます。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	当町では現在一部業務を民間委託しております。指定管理者制度については当町においても実効性があるかどうか検証し、可能であれば、順次導入できるよう検討します。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	料金については適正な設定がされていると考えております。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	適正な料金が設定されていると考えております。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	経営面や財務状況についての情報公開は、広報のみで行っています。現状では、自治会長会議や各種の委員会、協議会などで町民からの意見をいただくよう願っています。
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	当町ホームページ上で行財政改革推進計画、財政状況等一覧表、給与・定員管理等について公表を行っております。また、決算については広報紙へ掲載しています。
○ 行政評価の導入	当町では行政評価を導入していません。導入予定時期については未定であり、現在のところ検討しておりません。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	(課題①) 当町では、集中改革プランに則り職員数の適正化を行っております。簡易水道特別会計独自の設定は行っておりませんが、相対的な純減は行われるものと考えます。また、職員の給与については毎年度、人事院勧告のとおり実施されておりますが、さらに、独自の削減として役職加算の中止、管理職手当の削減を行い年間200千円程度の総額の抑制に努めており、今後も継続していきます。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	(課題②) 当町の料金設定は適正な水準にあるものと思います。収納状況としては毎年度徴収率は98%であり、僅かながら未収金も発生する状況です。今後はさらに、未収金も含めて徴収率を確保するため、臨戸徴収の強化や納入義務者の支払いの利便性の向上、税務課等他課との協力体制の下、徴収の強化に努めていきます。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	(課題①) 検針及び徴収員について委託を行っておりますが、地区納税組合や口座振替への移行推進によって徴収員委託料の縮減が可能と思われれます。しかし利用者個々の給料日徴収が必要であったり、共働きのため夜間徴収が必要である場合もあり、振替日統一の納税組合や口座振替に移行することが困難な状況です。したがって、現状維持が止むを得ないものと捉えています。 (課題③) 当町の特徴として、海岸線に沿って集落が広く点在しており送水管等の維持管理に多額の経費を要しております。そのコストについては、偏重や無駄のないよう引き続き、中期財政計画の策定や予算作成時に見直しを図っていきます。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
③	未収金の徴収対策												
	改善額				1.0	0.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	5.0
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	22.6	22.9	32.0	32.0	36.4		36.7	36.2	36.2	36.2	36.2	36.2
	改善額	0.0	▲0.3	▲9.4	▲9.4	▲13.8	▲32.9	▲0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.5
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
①	職員数(人)	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5
	増減数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	維持管理費等	24.1	38.7	27.1	26.3	26.2		27.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
	改善額(適正化)	1.9	▲12.7	▲1.1	▲0.3	▲0.2	▲12.4	▲0.8	1.2	1.2	1.2	1.2	4.0
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	239.0	205.9	171.0	141.9	139.7		66.5	64.0	82.2	97.3	110.8	110.8
	増減	▲35.0	▲33.1	▲34.9	▲29.1	▲2.2		▲73.2	▲2.5	18.2	15.1	13.5	13.5
	計画前5年間改善額 合計						▲44.2						9.5
	改善額 合計												7.8
	(参考) 補償金免除額												7.8

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5
年間総有収水量 (千m ³)	522	524	515	499	500	500	500	500	500	500
公称施設能力 (m ³ /日)	2,717	2,717	2,717	2,717	2,717	2,717	2,717	2,717	2,717	2,717
1日最大配水量 (m ³ /日)	2,834	3,582	3,590	3,327	3,989	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
最大稼働率 (%)	104.3	131.8	132.1	122.5	146.8	121.5	121.5	121.5	121.5	121.5
供給単価 (円/m ³)	283	278	275	283	279	276	276	276	276	276
給水原価 (円/m ³)	192	206	208	202	200	326	139	142	145	149

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

当町は、西部簡水と東部簡水、目黒簡水の三つの施設を保有し、一会計で運営しています。18年度から7年計画で国の補助を受けて、東部簡水送水管の一部(5.4キロm)の更新工事を進めています。今後、三簡水のソフト面での統合計画策定が必要です。平成22年3月までには、その計画書の提出が必要のため、19年度中には、副町長を筆頭に水道課長、水道課員による検討体制を固めて、計画書の提出準備に取り組みます。そして、平成28年度中の実施を目指すことにしています。